

国宝（建造物）二条城二之丸御殿保存修理工事等基本計画策定業務委託

業務委託仕様書

令和6年6月

京都市文化市民局元離宮二条城事務所

目 次

第1章	業務の概要	1
1	業務の名称	1
2	業務の目的	1
3	業務の背景	1
4	計画対象	1
5	業務期間	1
6	基本的事項	1
	(参考) 今後のスケジュール	2
第2章	業務の内容	3
1	調査及び諸条件の整理	3
2	工事計画	3
3	耐震診断計画	4
4	公開活用計画	5
5	防犯防災計画	5
6	環境保全計画	6
7	業務期間中の提出	6
8	その他	6
第3章	業務の実施	7
1	業務条件	7
2	適用基準等	7
3	貸与品等	8
4	提出書類等	9
5	監督員	9
6	管理技術者及び計画策定担当主任技術者等の選定	9
7	成果物	11
8	電子納品	11
9	完了検査	12
10	その他	12

第1章 業務の概要

1 業務の名称

国宝（建造物）二条城二之丸御殿保存修理工事等基本計画策定業務委託

2 業務の目的

本業務は、国宝（建造物）二条城二之丸御殿の保存修理工事に関し、基本方針と設計の要件となる事項を整理した「元離宮二条城二之丸御殿遠侍及び車寄ほか5棟保存修理工等基本計画」を策定することを目的とする。

3 業務の背景

本市は、平成23（2011）年度から、「世界遺産・二条城本格修理事業」として、重要文化財（建造物）の保存修理・耐震補強・活用整備に取り組んできた。これまでに「唐門」、「築地」の保存修理、「東大手門」の保存修理・耐震補強、「本丸御殿」の保存修理・耐震補強を完了し、現在は「本丸御殿」の活用に向けた整備を行っている。

今後は国宝「二之丸御殿（遠侍及び車寄、式台、大広間、蘇鉄之間、黒書院、白書院）」の保存修理事業（以下「本事業」という。）を行う。本事業は、文化財の価値を守り、観覧者の安全・安心を確保するための耐震補強に加え、文化財の価値を発信共有するための公開方法が課題となる。また、本事業は巨額の費用が必要であること、工事規模や工事期間も長大となることが想定されることから、工期工区の妥当性、工事費の縮減及び来場者数の維持への対応に配慮した計画を策定する。

4 計画対象

本業務の対象は以下のとおり。(1)～(6)については、以下、「対象6棟」と呼ぶ。

- (1) 国宝（建造物）二条城二之丸御殿遠侍及び車寄（以下「遠侍及び車寄」という。）
- (2) 国宝（建造物）二条城二之丸御殿式台（以下「式台」という。）
- (3) 国宝（建造物）二条城二之丸御殿大広間（以下「大広間」という。）
- (4) 国宝（建造物）二条城二之丸御殿蘇鉄之間（以下「蘇鉄之間」という。）
- (5) 国宝（建造物）二条城二之丸御殿黒書院（以下「黒書院」という。）
- (6) 国宝（建造物）二条城二之丸御殿白書院（以下「白書院」という。）

5 委託期間

契約締結の日の翌日から令和7年8月31日まで

6 基本的事項

- (1) 対象6棟は国宝であり、計画地は国の史跡である。文化財であることを十分に理解し、文化財に毀損のおそれがないような計画を策定すること。
- (2) 文化財保護法の規定により、敷地内の現状を変更する場合は、現状変更許可が必要となる。
- (3) 対象6棟の保存修理工事は史跡や名勝などへの影響が最小限となるよう計画する。史跡や名勝などに影響を及ぼす場合は、現状回復の方法を検討し、計画に盛り込むこと。現状回復を見込めない案は不可とする。
- (4) 対象6棟の保存修理工事が石垣に影響を及ぼすおそれがある場合は、保存修理工事

による重量や衝撃などによる影響を検討し、計画に盛り込むこと。

- (5) 対象6棟の保存修理工事に係る建造物調査は、本業務と並行して本市が行う。
本業務と関連する部分について、本市と連携を取りながら業務を進めること。

・文化財指定の状況

種別	件名	指定日
国宝・重要文化財 (建造物)	・二之丸御殿遠侍及び車寄他5棟 ・他22棟	昭和14年10月28日指定 国宝指定昭和27年3月29日
重要文化財 (美術工芸品)	・二之丸御殿障壁画954面	昭和57年6月5日指定
史跡	・旧二条離宮(二条城) 指定範囲：274,548.40㎡	昭和14年11月30日指定
特別名勝	・二条城二之丸庭園	昭和14年11月30日指定 特別名勝指定：昭和28年3月31日

・対象6棟の概要(別紙図面2参照)

名称	構造及び形式	指定番号
二之丸御殿遠侍及び車寄	遠侍：入母屋造、本瓦葺 車寄：入母屋造、檜皮葺 (平面積：1123.75㎡)	0075 昭和14年10月28日 国宝指定 昭和27年3月29日
二之丸御殿式台	入母屋造、本瓦葺(平面積：332.05㎡)	
二之丸御殿大広間	入母屋造、本瓦葺(平面積：784.28㎡)	
二之丸御殿蘇鉄之間	入母屋造、本瓦葺(平面積：105.04㎡)	
二之丸御殿黒書院(小広間)	入母屋造、本瓦葺(平面積：569.32㎡)	
二之丸御殿白書院(御座之間)	入母屋造、本瓦葺(平面積：298.22㎡) 附 附属之間：入母屋造、本瓦葺 黒書院白書院渡廊 渡廊 両下造、本瓦葺	

・対象となる美術工芸品の概要

名称	構造及び形式
指定外障壁画	2593面(一部デジタル画約300面)
※現在、二之丸御殿内にある障壁画	(模写画、デジタル画含む) ・重要文化財模写画696面 ・未指定障壁画 約2293面 ・デジタル画 約300面

・史跡指定範囲の地域地区の概要(別紙図面1参照)

	指定地東側を除く範囲	指定地東側の一部(堀川通)
用途地域	第一種住居地域	商業地域
容積率の最高限度	200%	600%・700%
建蔽率の最高限度	60%	80%
高度地区	15m第2種高度地区	15m第4種高度地区

(参考) 今後のスケジュール

令和6～7年度 基本計画策定(本業務)

令和7年度 『元離宮二条城国宝・重要文化財(建造物)保存活用計画』の見直し

令和7～8年度 第1期工事基本設計及び実施設計

令和9年度 第1期工事着手

第2章 業務の内容

1 調査及び諸条件の整理

(1) 概況調査

全体の施工計画に係る城内建造物、史跡、名勝、管理運営、公開状況について、主要資料（図面、文書、地図、文化財指定台帳等）、その他関連事業計画書等の既往資料の確認、現地調査及び本市へのヒアリング調査等について概況調査する。

(2) 法的条件、行政手続きの整理

- ア 法的条件の整理（遵守すべき各種法令による条件）
- イ 行政手続きに必要な項目の抽出
- ウ 建築条件等の調査・分析
- エ その他、本業務で必要となる調査の提案

(3) 破損調査

対象6棟の部材の経年劣化を調査する。

調査は、本市が提供する図面（平面図、断面図、立面図、展開図、伏図、保存図、破損図、測量実測図）を現状と照合し、以下の図面作成及び調整を行う。

- ア 破損調査（経年劣化）
- イ 敷地配置調査（工事範囲）
- ウ 基本図面の精査（平面図、断面図等）

(4) 耐震診断計画に係る構造調査

- ア 傾斜・不陸調査（柱の傾斜測定、床レベルの不陸）
- イ 形状・仕様調査（主要部材の実測）
- ウ 構造部材調査（主要部材の配置と構成）
- エ 軸組調査（小屋組み、束通り）他

2 工事計画

(1) 工区・工期

二之丸御殿の保存修理工事は、現時点では屋根葺替／半解体修理とし、次の3つの区分とすることを想定しているが、本業務における調査等を踏まえ、妥当な工区・工期について検討する。

- ・第1期：白書院（1棟）
- ・第2期：黒書院・蘇鉄之間（2棟）
- ・第3期：大広間・式台・遠侍及び車寄（3棟）

(2) 付帯工事

- ア 保存修理工事に伴い修理する文化財建造物
- イ 保存修理工事に伴い建替える建築物（別紙図面3参照）
 - (ア) 二之丸御殿団体用入口・廊下
 - (イ) 警備ボックス（二之丸御殿）
 - (ウ) 二之丸御殿車寄倉庫
 - (エ) 白書院渡廊下スロープ
 - (オ) その他監督員が必要と認めるもの

(3) 共通仮設

共通仮設として必要となる仮設物の面積や性能水準について検討を行う。

(4) 直接仮設工事

ア 素屋根は鉄骨製、移動式等を検討する。

素屋根が周囲の状況や景観に及ぼす影響を考慮する。

イ 規模、構造、範囲、構造計算による安全性確認を行う。

半解体修理を想定した部材の一時保管スペース、軒足場、内部足場、妻足場、建て起こし時の反力などを検討する。

(5) 工事車両経路

工区、工事期間等を鑑み、城内の工事車両経路（工事車両進入路等）を複数案検討する。

施設全体（文化財建造物・史跡・庭・観覧者動線等）への影響、事業費及び工期への影響を比較する。

(6) 障壁画の修理保管所

以下に掲げる障壁画等を修理・保管する施設について、新設、仮設、外部預かりの可能性を含め、その性能水準とともに検討する。新設の場合の候補地は、押小路通敷地を予定している。（別紙図面4参照）

ア 障壁画（指定外）

イ 模写画

ウ 欄間・彫刻

エ ア～ウ以外で修理中に建物内での保管が難しいもの（蹴込貼付等）

なお、本市からは、必要とされる床面積、建造物修理の工期に応じた障壁画の運搬及び保管時期、面数等を提供する。（「第3章3項貸与品等」参照。）

(7) 樹木・植栽の移植・復旧

保存修理工事において以下の取扱いが必要な樹木・植栽を抽出し、概算額（調査費を含む。）及び工期を検討する。

ア 移植

イ 伐根

ウ 枝打ち

エ 切除

(8) 工事発注方式

通常発注方式*、PFI、デザインビルド方式等を比較し、本事業における適切な発注方式を検討する。

※ 通常発注方式：本業務の成果を受け、基本・実施設計を本市が内部設計又は委託し、一般競争入札で工事を発注する方式

(9) 事業スケジュール

以下の点に配慮して本事業のスケジュールを作成する。

ア 各工期の基本設計・実施設計期間

イ 財政負担の平準化

(10) 概算事業費

事業の遂行に必要な項目を抽出し、概算事業費を算出する。

本事業において活用可能な文化財補助金等について検討する。

3 耐震診断計画

対象6棟について、『文化財建造物等の地震時における安全性確保に関する指針』、『重要文化財（建造物）耐震診断指針』、『重要文化財（建造物）耐震基礎診断実施要領』の

規定により、以下の業務を行う。

対象6棟は、地震の際に連成して複雑な振動をするものとして耐震診断を検討する。
(ただし、白書院は切り離して検討が可能かは考慮すること。)

(1) 軸組図の作成

(2) 耐震基礎診断

ア 診断方法は時刻歴応答解析とし、結果を検証する上で、棟毎に等価線形化法に基づく解析方法（限界耐力計算法）の結果を併せて提出すること。

イ 検討に用いる地震波は、告示波の3波及び「京都市第3次地震被害想定（平成15年度策定）」で作成されたサイト波とすること。

ウ イのサイト波の表層地盤の地震応答解析は、最も強い軸方向のみ算定されているので、方向を確認すること。

エ 二之丸御殿は雁行しているので、X方向・Y方向だけでなく、斜め方向に関する挙動も確認すること（その際に使用する波は、X方向・Y方向の強い方を斜め方向に準用すること。)

オ 本市が提供する『重要文化財二条城調査工事報告書（元離宮二条城事務所、平成23年）』における地盤調査（柱状図、PS検層等）の成果、及び検討に用いた地震波等は、解析に用いること。（「第3章3項貸与品等」参照。）

(3) 耐震性能の向上措置

耐震補強案を作成する。

4 公開活用計画

(1) 観覧

以下を検討する。

ア 素屋根内の工事状況を観覧するために必要な施設と機能

イ 工事期間中の観覧ルート（二之丸庭園を含む）

工事状況、観覧ルートと素屋根との調整を考慮したものとする。

(2) 設備

非常時の誘導、観覧出入口（車寄入口及び団体用出入口）の整備、バリアフリー、電灯設備（照明・コンセント）、透明雨戸など公開活用に必要な機能を検討する。

5 防犯防災計画

二条城事務所が所有する現状図を参照し、以下の項目について現状を確認し、「国宝・重要文化財（建造物）の防火対策ガイドライン」を考慮した防犯・防災計画を検討する。

なお、史跡への影響を最小限に抑えるため、既存配管ルートを十分に現地調査し、可能な限り既存配管と同ルートでの新規配管敷設を計画すること。

(1) 強電設備の通電分界点の整理と通電時間の管理方法

(2) 自動火災報知設備

(3) 消火設備（屋外消火栓、屋内消火栓、スプリンクラー、放水銃、ドレンチャー等）

(4) 監視カメラ設備

(5) 機械警備設備（赤外線センサー等）

(6) 上記以外に必要な設備

6 環境保全計画

対象6棟の保存修理工事の際に、建造物自体と周囲の環境（指定文化財以外の建造物を含む）の一体的な保全を図る事項について現状と課題を抽出し、基本方針を検討すること。

- (1) 獣害対策
- (2) 外部保護柵
- (3) 樹木（庭園）
- (4) 雨水排水
- (5) 上記以外に必要な項目

7 業務期間中の提出

二条城の保存修理は、京都市元離宮二条城保存整備委員会及び同委員会の部会（建造物部会・障壁画部会・記念物部会）にて専門家の指導・助言を得ている。

本業務は同委員会及び同部会にて意見を聴取するため、以下に掲げる時期を目安に資料を提出すること。なお、業務の進捗により提出時期は変更する場合がある。

- (1) 耐震補強計画に係るもの
 - 令和6年9月頃 基本方針（既存の耐震基本設計を参考とする）、解析方法、解析範囲、必要耐震性能の検討
 - 12月 必要耐震性能の設定、条件整理
 - 令和7年2月 6棟の耐震性能、耐震補強の方針
 - 5月 耐震補強（案）
 - 7月 耐震補強（確定）
- (2) 障壁画の修理保管所に係るもの
 - 令和6年10月 法的確認、仕様等
- (3) 素屋根に係るもの
 - 令和6年10月 素屋根の規模、範囲等
 - 11月 工事に伴う樹木・植栽の移植・復旧
- (4) その他
 - 令和7年7月頃 基本計画概要版

8 その他

- (1) 業務の履行に当たり、本業務全体の方針、工程のほか、各業務項目の方針、作業体制及び作業工程等をまとめた業務計画書を作成し、監督員と協議のうえ決定する。
- (2) 協議資料や成果物等の作成に当たり、図面等をCADにより作成する場合は、データ形式、レイヤ構成等について、監督員に確認のうえ作成すること。ただし、提出データのファイル形式はSXF（P21）形式又は監督員と受注者の間で協議した形式とする。
- (3) 法令等の遵守を行う。日本国の法令、本市条例及び規則等を遵守すること。
- (4) 計画策定の過程で、元離宮二条城保存整備委員会の承認を得る必要があるため、図面等の作成補助を行う。開催は部会も含めて年5～6回程度の予定。

第3章 業務の実施

1 業務条件

受注者は次の事項を遵守すること。

- (1) 受注者は、契約締結後14日以内に、本市の置く監督員と業務に係る協議を行うものとする。各種書類の提出時期及び本市との協議調整工程を盛り込んだ事業工程表を作成の上、本市に提出するとともに確認を受けることとする。
- (2) 受注者は、常に監督員と密に連絡、協議を行い、業務の方針、条件等の疑義を正すものとし、その内容については、その都度、管理責任者が書面（打合せ記録簿）に記録し、監督員の確認を得て、監督員に提出するものとする。
- (3) 受注者は、本業務に係る調査・分析、検討、提案等の成果について、監督員が別に日を定めて指示した場合は、指定した日までに成果物を提出し、監督員の承諾を受けるものとする。
- (4) 受注者は、工程管理にあたっては、事業工程の遵守が図られるよう、継続的に事業の遅延の恐れのある事項を抽出し、自ら主体的に調整するものとする。その際、本市は受託者が実施する調整に協力するものとする。
- (5) 受注者（協力事務所を含め、本業務に従事した全ての者を含む。）は、本業務を通して知り得た情報を、第三者へ漏えいしてはならない。本業務委託契約が終了した後についても、同様とする。

2 適用基準等

本業務は、本仕様書によるほか、次を参考に、文化庁が示す指針や二条城の既存計画等を踏まえて適切に行うこと。適用基準の運用については監督員と協議のうえ、進めること。また、市販されているもの及び本市ホームページで公開しているものについては、受注者の負担において備えるものとする。

- (1) 文化財建造物等の地震時における安全性確保に関する指針（文化庁、平成8年）
- (2) 重要文化財（建造物）耐震診断指針（文化庁、平成24年）
- (3) 重要文化財（建造物）耐震基礎診断実施要領（文化庁、平成24年）
- (4) 元離宮二条城国宝・重要文化財（建造物）等保存活用計画（京都市、平成29年）
- (5) 重要文化財二条城調査工事報告書（元離宮二条城事務所、平成23年）
- (6) 国宝・重要文化財建造物保存修理補助事業実務の手引き（文化庁、平成30年）
- (7) 史跡等整備の手引き（文化庁、平成17年）
- (8) 史跡旧二条離宮（二条城）保存活用計画（京都市、令和2年）
- (9) 元離宮二条城施設整備総合計画（京都市、令和4年）
- (10) 史跡旧二条離宮（二条城）整備計画（京都市、令和4年）
- (11) 元離宮二条城本丸御殿等環境整備計画（京都市、令和4年）
- (12) 元離宮二条城建築基準法是正計画報告書（京都市、令和4年）
- (13) 元離宮二条城施設更新総合調査・検討業務報告書（京都市、令和4年）
- (14) 重要文化財（建造物）等防災施設整備事業（防災施設等）指針（令和3年）

- (15) 国宝・重要文化財（建造物）の防火対策ガイドライン（令和元年）
- (16) その他発注者が必要と認めるもの

3 貸与品等

貸与品等は以下のとおりとする。引渡場所は元離宮二条城事務所、引渡時期は注意書きがない限り、原則は受注時とし、返却時期は業務完了時とする。

- (1) 既存図面（建造物各種図面データ（Jw_cad）他）（別紙表参照）
- (2) 重要文化財二条城修理工事報告書（二之丸御殿に係るもの）
- (3) 障壁画修理方針（令和7年9月頃貸与）

対象6棟の室内にはめ込まれた指定外障壁画（模写画含む）の修理の方針、内容、復旧方法、材質、技法、寸法、員数、修理方法、保存方法等

※ 障壁画修理方針は本業務と並行して作成し、令和7年3月の完成を目指す。

なお、指定外障壁画は、修理工事に先立ち、二之丸御殿から取り外して別の場所に保管し、工事完了前に元の位置にはめこむ。

- (4) 欄間彫刻関連（令和6年9月頃貸与）
修理対象、修理方法、保管数、取り外しの有無等
- (5) 現状変更（建造物）に係る資料（令和6年10月頃貸与）

- (6) 耐震診断に係るもの（契約締結後直ちに貸与）

ア 地震波（告示波：地表面での加速度波形データ。拡張子：.wv/CSV）
（サイト波：100mメッシュ地表面データ。拡張子：.dat）

地震波	摘要	位相
	中地震	乱数
告示波	大地震	乱数
	大地震	JMA神戸（観測波）
	大地震	八戸（観測波）
	大地震	京都リサーチパーク（観測波）
サイト波	京都市第3次地震被害想定（平成15年度策定）	

- イ 各建物剛性データ（小屋貫、天井貫、内法貫、足固貫）
- ウ 重量データ（部材重量、モデル屋根重量、構面重量、壁重量、建物重量）
- エ 復元力（桁行、梁間）
- オ エネルギー一定則データ（地震力による入力エネルギー、倒壊限界エネルギー）
- カ 平成23年度の立体解析モデルデータ（SNAPデータファイル）以下計8種
対象6棟分、遠待・式台・大広間連成分、大広間・蘇鉄之間・黒書院連成分の建物についてそれぞれ以下の8種類。（ただし、小屋組はモデル化されていない。）
 - (ア) 現状
 - (イ) 現状【弾性解析】
 - (ウ) 柿葺きの場合
 - (エ) 柿葺きの場合【弾性解析】
 - (オ) 屋根重量軽減（空葺）
 - (カ) 屋根重量軽減（空葺）【弾性解析】
 - (キ) 補強時
 - (ク) 補強時【弾性解析】

※ 弾性解析とは、壁や接合部等を非線形とせずに解析したもの。

(7) その他受注者には、協議のうえ、監督員が必要と認める資料を貸与する。

4 提出書類等

(1) 契約締結後提出書類（各1部）

- ア 業務詳細工程表
- イ 業務実施体制及び組織図
- ウ 管理技術者等届（経歴書を含む。）
- エ 協力事務所の概要及び担当技術者名簿（協力事務所がある場合）
- オ その他監督員が必要に応じ指示するもの

(2) 業務完了時（各1部）

- ア 完了通知書
- イ 成果物納入届
- ウ 請求書
- エ 振込依頼書（必要時）
- オ 成果物（「7 成果物」参照）
- カ その他監督員が必要に応じ指示するもの

5 監督員

- (1) 本業務の監督員は、京都市都市計画局公共建築部の助言に基づき、京都市文化市民局元離宮二条城事務所職員（担当職員）が行うこととし、受注者に対して書面より監督員の通知を行う。
- (2) 契約書第14条第2項で定める監督員の権限は、同項各号に掲げるとおりとする。
- (3) 監督員は、統責任者等や協力事務所を含めた本業務に従事したものが、本業務の実施につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対し、その理由を明示した書面により、必要な措置を請求することができる。この場合、受注者は、請求を受けた日から10日以内に、当該請求に係る事項の決定を行い、その結果を監督員に対し書面により通知しなければならない。

6 管理技術者及び計画策定担当主任技術者等の選定

本業務に当たっては、管理責任者、計画策定担当主任技術者（建築計画策定担当者）、電気計画担当者、機械計画担当者、構造計画策定担当者、史跡・名勝等（造園）担当者（以下、「管理技術者等」という。）を選定し、その者の下に行わなければならない。また、管理技術者等については、書面より届け出て、本市の承諾を得るものとする。

なお、管理技術者等の資格要件は、下記によるものとする。

(1) 管理責任者の資格要件

受注者は、業務遂行にあたって、実務経験が豊富であり、誠実かつ責任感のある管理技術者を選定し、その者の経歴及び資格を書面にて本市に提出し、承諾を得るものとする。

管理責任者は、自社の社員から選定するほか、基本計画において建築・電気・機械・構造、造園の計画趣旨及び内容を総括的に反映できる者とし、以下の全てに該当する者とする。また、管理責任者は、以下の(2)アに掲げる計画策定担当主任技術者を兼ねることができない。

- ア 文化財建造物^(注1)又は史跡に係る計画策定（修理、復元、増築、整備を含む）、設計又は施工の実務経験を有する者
- イ 1級建築士資格取得後10年以上の建築実務経験^(注2)を有する者
- ウ 上記ア～イの者と同等以上の知識及び経験を有すると認められる者。

(2) 受注者は、次に掲げる管理技術者等を選定しなければならない。また、計画策定担当主任技術者、構造計画策定担当者、史跡・名勝等（造園）担当者は、自社の社員から選定しなければならない。ただし、電気計画策定担当者、機械計画策定担当者は、自社又は協力事務所の社員から選定することができる。

ア 計画策定担当主任技術者（次の(ア)～(ウ)のいずれかに該当する者）

(ア) 文化財建造物^(注1)又は史跡に係る計画策定（修理、復元、増築、整備を含む）、設計又は施工の実務経験を有する者

(イ) 1級建築士資格取得後5年以上の建築設計実務経験^(注2)を有する者

(ウ) 上記(ア)～(イ)のいずれかの者と同等以上の知識及び経験を有すると認められる者

イ 電気計画策定担当者（次の(ア)～(カ)のいずれかに該当する者）

(ア) 設備設計1級建築士又は建築設備士で電気設備設計実務経験^(注2)を有する者

(イ) 1級建築士資格取得後5年以上の電気設備設計実務経験を有する者

(ウ) 1級電気工事施工管理技士資格取得後3年以上の電気設備設計実務経験を有する者

(エ) 大学（専門課程）卒業後7年以上の電気設備設計実務経験を有する者

(オ) 高等学校（専門課程）卒業後8年以上の電気設備設計実務経験を有する者

(カ) 上記(ア)～(オ)のいずれかの者と同等以上の知識及び経験を有すると認められる者

ウ 機械計画策定担当者（次の(ア)～(キ)のいずれかに該当する者）

(ア) 設備設計1級建築士又は建築設備士で機械設備設計実務経験^(注2)を有する者

(イ) 1級建築士資格取得後5年以上の機械設備設計実務経験を有する者

(ウ) 1級管工事施工管理技士資格取得後3年以上の機械設備設計実務経験を有する者

(エ) 空調衛生工学会の設備士資格取得後3年以上の機械設備設計実務経験を有する者

(オ) 大学（専門課程）卒業後7年以上の機械設備設計実務経験を有する者

(カ) 高等学校（専門課程）卒業後8年以上の機械設備設計実務経験を有する者

(キ) 上記(ア)～(カ)のいずれかのものと同等以上の知識及び経験を有すると認められる者

エ 構造計画策定担当者（次の(ア)～(イ)のいずれかに該当する者）

(ア) 構造設計一級建築士で、資格取得後5年以上の構造設計の実務経験^(注2)を有する者

(イ) 重要文化財の耐震診断又は補強設計の実務経験^(注2)を有する者

オ 史跡・名勝等（造園）担当者（次の(ア)～(ウ)のいずれかに該当する者）

(ア) 技術士（建設部門）（専門科目は「都市及び地方計画」など、本計画策定に関連する科目に限る。）の有資格者、又はシビアコンサルティングマネージャ（RCCM）（※専門技術部門は「造園」に限る）の資格登録者

(イ) 文化財保護法第109条第1項及び第2項に規定する国指定の史跡、特別史跡、名勝、特別名勝のいずれかの区域において、整備、修理、修繕又は保存活用等の計画策定業務又は設計業務の実績がある者。

(ウ) 上記(ア)～(イ)のいずれかの者と同等以上の知識及び経験を有すると認められる者。

(注1) 重要文化財指定（令和6年4月1日時点の指定物件を含む）、又は都道府県、区市町村の指定を含む。

(注2) 建築実務の経験年数には、一般事務等に従事した期間は含まないこととする。

なお、一般事務等とは、建築実務との関連が少なく建築、電気、機械、構造関係の実務に関する知識及び技能の必要性が少ない業務、実務に関する知識及び技能を必要としない内容の庶務、会計、労務等の業務等をいう。

7 成果物

- (1) 受注者は、以下のとおり、成果物を監督員に提出することとする。ただし、提出部数について、監督員から指示があった場合は、指示された部数を提出すること。
 - ア 基本計画（本編・資料編）（各3部）
最終的な計画書の目次、内容、詳細仕様等については、監督員と受注者で協議のうえ、決定する。
A4縦型ファイル綴じ込み、左綴じ、カラー刷りとする。
 - イ 基本計画概要版（3部）
 - ウ 事業工程及び事業費算出書（3部）
本仕様書第2章の各項目を含むこと。
 - エ 本業務にて作成した図面原図、原稿、電子データ（Jw_cadデータ等）（1式）
 - オ 業務報告書（年度ごと、簡易製本、会議議事録、打合せ記録簿等を付す。）
 - カ その他監督員が必要と認めたもの（1式）
 - キ 成果品の電子データ（各1部）
CD-R、DVD-R等汎用の電子媒体に記録したものであること。
記録形式は、閲覧及び編集が行える形式とし、別途協議による。
- (2) 成果物の著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む）は京都市に無償で譲渡することとし、受注者はこれを公開してはならない。ただし、事前に本市から、書面による同意を得た場合は、この限りではない。
- (3) 業務完了後15年間は、受注者において成果物の写しを保存する。ただし、監督員が保存の必要がないとして指示した場合は、この限りではない。
- (4) 受注者は、成果物を業務期間内に監督員に提出すること。また、監督員が指示した場合は、これら期間内においても、成果物の部分引渡しを行わなければならない。
- (5) 受注者は、成果物を複写し、若しくは複製し、又は第三者に提供してはならない。ただし、事前に本市の書面による同意を得た場合は、この限りではない。
- (6) 基本設計又は実施設計を進めていくうえで、準拠基準に適合しないなど成果物に不備があると認められたときは、受注者の負担により責任を持って適正な成果物となるよう修正を行うこと。また、成果物から判断しがたい事由について本市から受注者に対し、質疑等を行った場合は誠意を持って速やかに対応すること。

8 電子納品

- (1) 本業務は、電子納品の対象業務とする。電子納品は、「京都市都市計画局電子納品（建築設計業務）要領（案）」に基づいた行うものとする。本業務の電子納品対象書類は、成果物の全てとする。
- (2) 成果物を電子で作成する場合は、データ形式等について、監督員と協議のうえ作成し、電子媒体（CD-R等）で、正副各1部提出する。
- (3) 成果物を電子で作成する場合は、電子成果物作成支援・検査システム（国土交通省大臣官房官庁営繕部）などを活用し、エラーがないことを確認したうえで提出する。
- (4) その他電子納品に関する詳細な取扱いについては、監督員と協議のうえ決定する。

9 完了検査

- (1) 検査日時及び検査場所は、受注者から完了通知書が提出された後に、発注者又は発注者が検査を行うものとして定めた職員（以下「検査員」という。）が決定する。
- (2) 受注者は、検査日時までに、あらかじめ成果物その他検査に必要な資料を準備し、監督員に提出しておかなければならない。
- (3) 検査員は、受注者立会いのうえ、次に掲げる検査を行う。
 - ア 成果物の検査
 - イ 履行状況の検査（打合せ記録等により検査を行う。）
- (4) 受注者は、検査に合格しなかった場合は、直ちに修補しなければならない。なお、修補の期限及び修補完了の検査については、検査員の指示に従う。

10 その他

本仕様書に定めのない事項及びこの仕様書に定める事項について疑義が生じた場合は、受注者と本市の間で協議を行うものとする。